簡易チェックシート

【新築（一般保留地）を取得する場合】

【中学生以下の子の判定日は、令和4年4月1日】
【満40歳以下の判定日は、令和5年3月31日】
中学生以下の子のいる世帯
夫婦ともに満40歳以下の世帯（子の有無は関係なし）
配偶者のいない父又は母と中学生以下の子のいる世帯
※市内に住む親等との同居もOK

いいえ

↓ はい

焼津市又は焼津市南部土地区画整理組合が販売する一般保留地購入に係る売買契約を令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に締結し、令和4年4月1日以降に工事請負契約を締結している。

いいえ

↓ はい

土地購入及び住宅取得の契約を締結した年度又はその翌年度に住宅が完成し、その住宅に住所を定め生活する。

いいえ

↓ はい

一般保留地の購入金額と住宅の取得価格（当該住宅の工事費用の額をいう。）の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）が1,000万円以上である。

いいえ

↓ はい

保留地及び住宅それぞれの所有権に係る夫婦の持分の合計又は配偶者のない父若しくは母の持分が2分の1以上である。

いいえ

↓ はい

令和4年4月1日以降に焼津市に転入してきた世帯で、世帯全員が納付すべき市区町村民税を滞納していない。

いいえ

↓ はい

対象者及び配偶者（配偶者がない者にあっては、その者及びその子）が日本国籍を有する者又は永住者若しくは特別永住者である。

いいえ

↓ はい

過去に類似した焼津市の補助金の交付を受けていない。

いいえ

↓ はい

【次の補助の対象となる可能性があります。】
保留地価格の10分の1に相当する額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、100万円を限度とする。）

【補助対象外】